

第54号議案

八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年2月24日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条
例の一部を改正する条例

八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年八王子市条例第64号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 (略) 第6章 雑則 (第52条・ 第53条) 附則 (用語) 第2条 この条例において使用する用語は、 介護保険法 <u>(以下「法」という。)</u> におい て使用する用語の例による。 (基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定介護療養型医療施設は、 入院患者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に 対し、研修を実施する等の 措置を講じなけ ればならない。 5～7 (略) 8 指定介護療養型医療施設は、指定介護療	目次 第1章～第5章 (略) 第6章 雑則 (第52条) 附則 (用語) 第2条 この条例において使用する用語は、 介護保険法において使用する用語の例によ る。 (基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定介護療養型医療施設は、 入院患者へ の虐待の防止及び早期発見のため、従業者 に対する研修の実施その他の必要な 措置を 講じなければならない。 5～7 (略)

養施設サービスを提供するに当たっては、
法第118条の2第1項に規定する介護保
険等関連情報その他必要な情報を活用し、
適切かつ有効に行うよう努めなければなら
ない。

(従業者の配置の基準)

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床
（医療法（昭和23年法律第205号）第
7条第2項第4号に規定する療養病床をい
う。以下同じ。）を有する病院であるもの
に限る。）は、次に掲げる従業者を置かな
なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士 又は管理栄養士

(4)～(8) (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等
一部改正法附則第130条の2第1項の規
定によりなおその効力を有するものとされ
た健康保険法等の一部を改正する法律の一
部の施行に伴う関係政令の整理に関する政
令（平成23年政令第375号）第1条の
規定による改正前の介護保険法施行令（平
成10年政令第412号）第4条第2項に
規定する病床により構成される病棟（以下
「老人性認知症疾患療養病棟」という。）
を有する病院であるものに限る。）は、次
に掲げる従業者を置かななければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士 又は管理栄養士

(4)～(8) (略)

4 (略)

(計画担当介護支援専門員の責務等)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 計画担当介護支援専門員は、サービス担
当者会議（医師、看護職員その他の指定介
護療養施設サービスの提供に当たる計画担
当介護支援専門員以外の担当者（以下この
条において「担当者」という。）を招集し
て行う会議（テレビ電話装置その他の情報
通信機器（以下「テレビ電話装置等」とい
う。）を活用して行うことができるものと
する。ただし、入院患者又はその家族（以
下この項において「入院患者等」とい
う。）が参加する場合にあっては、テレビ
電話装置等の活用について当該入院患者等
の同意を得なければならない。）をいう。

(従業者の配置の基準)

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床
（医療法（昭和23年法律第205号）第
7条第2項第4号に規定する療養病床をい
う。以下同じ。）を有する病院であるもの
に限る。）は、次に掲げる従業者を置かな
なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士

(4)～(8) (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等
一部改正法附則第130条の2第1項の規
定によりなおその効力を有するものとされ
た健康保険法等の一部を改正する法律の一
部の施行に伴う関係政令の整理に関する政
令（平成23年政令第375号）第1条の
規定による改正前の介護保険法施行令（平
成10年政令第412号）第4条第2項に
規定する病床により構成される病棟（以下
「老人性認知症疾患療養病棟」という。）
を有する病院であるものに限る。）は、次
に掲げる従業者を置かななければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 栄養士

(4)～(8) (略)

4 (略)

(計画担当介護支援専門員の責務等)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 計画担当介護支援専門員は、サービス担
当者会議（医師、看護職員その他の指定介
護療養施設サービスの提供に当たる計画担
当介護支援専門員以外の担当者（以下この
条において「担当者」という。）を招集し
て行う会議をいう。以下同じ。）の開催、
担当者に対する照会等により、当該施設サ
ービス計画の原案について、担当者の専門
的な見地からの意見を求めるとともに、当
該入院患者又はその家族に対して説明し、
文書により当該入院患者の同意を得なけれ
ばならない。

以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該**入院患者等**に対して説明し、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(運営規程)

第10条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第11条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。**その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。**

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第11条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するととも

6～9 (略)

(運営規程)

第10条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第11条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

に、必要な研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。

3 口指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第21条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(栄養管理)

第23条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第23条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに、入院に際しては当該入院の日並びに入院する介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては当該退院の日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第21条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(掲示)

第31条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第36条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第37条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第39条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入院患者の退院の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3)~(6) (略)

(掲示)

第31条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第36条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第37条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第39条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入院患者の退院の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第18条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3)~(6) (略)

(ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針)

第41条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4～6 (略)

7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第46条 (略)

(ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針)

第41条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

4～6 (略)

(運営規程)

第44条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第46条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 **(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)** を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(準用)

第51条 第7条から第9条まで、**第11条の2**から第20条、第22条**から第23条の3まで**、第27条及び第29条から第39条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第3項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第9条第1項第3号中「第34条第2項」とあるのは「第51条において準用する第34条第2項」と、「第36条第2項」とあるのは「第51条において準用する第36条第2項」と、第13条第1項中「運営規程」とあるのは「第44条に規定する重要事項に関する規程」と、第39条第2項第2号中「**第18条第2項**」とあるのは「第51条において準用する**第18条第2項**」と、同項第4号中「第27条」とあるのは「第51条において準用する第27条」と、同項第5号中「第34条第2項」とあるのは「第51条において準用する第34条第2項」と、同項第6号中「第36条第2項」とあるのは「第51条において準用する第36条第2項」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第52条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第16条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第18条第1項(前条において

2～7 (略)

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(準用)

第51条 第7条から第9条まで、**第12条**から第20条まで、第22条、**第23条**、第27条及び第29条から第39条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第3項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第9条第1項第3号中「第34条第2項」とあるのは「第51条において準用する第34条第2項」と、「第36条第2項」とあるのは「第51条において準用する第36条第2項」と、第13条第1項中「運営規程」とあるのは「第44条に規定する重要事項に関する規程」と、第39条第2項第2号中「**第18条**」とあるのは「第51条において準用する**第18条**」と、同項第4号中「第27条」とあるのは「第51条において準用する第27条」と、同項第5号中「第34条第2項」とあるのは「第51条において準用する第34条第2項」と、同項第6号中「第36条第2項」とあるのは「第51条において準用する第36条第2項」と読み替えるものとする。

準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第53条 （略）

（委任）

第52条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第10条及び第44条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例第36条の2（第3号に係る部分を除く。）（新条例第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第36条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第11条第3項及び第45条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の新条例第11条の2（新条例第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第11条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2（新条例第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の2中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置)

6 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の3（新条例第51条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の3中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

